

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20260105	株式会社FBJトランスポーティー(法人番号7180301008750) 代表者宮田ひとみ	愛知県豊橋市高塚町字小六田49番地の1	豊橋営業所	愛知県豊橋市柱九番町22-1(第2コ-ホ伊東A号室)	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年10月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
2 20260108	株式会社関根エンタープライズ(法人番号7030001065231) 代表者関根隆弘	埼玉県越谷市大字増森207-12	福井営業所	福井県福井市川尻町40字砂浜126番1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項	令和7年10月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	0	0
3 20260109	カネキ運輸株式会社(法人番号7210001000921) 代表者谷崎慈康	福井県福井市玄正島町7-16	福井営業所	福井県坂井市坂井町五本38号1番	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和6年10月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)配車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)賃金の支払義務違反(貨物自動車運送事業法第26条第2項)	8	8

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4 20260109	長野第一物流株式会社(法人番号6100001006121) 代表者菅井勝典	長野県千曲市大字栗佐1622	鈴鹿営業所	三重県鈴鹿市大池3-10-38	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月10日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	6	6
5 20260113	アイライフマネージメント株式会社(法人番号1180001114648) 代表者石田良幹	愛知県名古屋市中川区柳森町502番地	多治見営業所	岐阜県多治見市喜多町4-33	輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和6年9月17日及び令和7年3月6日、監査方針に基づいて、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(3)運送約款の揭示義務違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(12)許可に付された条件違反(貨物自動車運送事業法第59条第1項)	16	16

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6 20260114	豊和運輸有限会社(法人番号2180302009653) 代表者利光直樹	愛知県豊橋市明海町5-9	本社営業所	愛知県田原市神戸町大坪240番地	輸送施設の使用停止(221日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和7年2月14日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	23	23

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20260114	大日運輸倉庫株式会社(法人番号6011701004737) 代表者秋澤節	東京都江戸川区北葛西5-28-21	静岡営業所	静岡県富士市大淵字穴ヶ原3318-1	輸送施設の使用停止(54日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年3月14日及び令和7年3月25日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施、8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8 20260115	英丸通商株式会社(法人番号4080101006851) 代表者岡昌充	静岡県三島市東本町1丁目2-3	本社営業所	静岡県三島市東本町1丁目2-3	輸送施設の使用停止(210日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年10月30日、監査方針に基づいて、監査を実施。17件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)アルコール検知器常時有効保持義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(15)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(16)社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第25条)、(17)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	21	21

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9 20260116	株式会社ララ(法人番号2200001039016) 代表者桑原俊也	愛知県名古屋市西区坂戸戸町214番地	養老営業所	岐阜県養老郡養老町有尾33	輸送施設の使用停止(193日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年12月9日、監査方針に基づいて、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	20	20
10 20260116	多気急送株式会社(法人番号4190001010884) 代表者太田充	三重県多気郡多気町四辻田1374-1	本社営業所	三重県多気郡多気町四辻田字ワキ田1374-1	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和7年3月7日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	13	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
11 20260116	株式会社エクシード(法人番号 6120101026884) 代表者市田賢司	大阪府松原市三宅中6丁目1番30号	静岡営業所	静岡県藤枝市仮宿1348-1	輸送施設の使用停止(140日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和7年4月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(8)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(11)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(12)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	14	14
12 20260119	フレッシュ物流株式会社(法人番号 3190001016131) 代表者小林茂	三重県四日市市河原田町806-1	本社営業所	三重県四日市市河原田町905-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和7年10月28日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
13 20260121	株式会社ビー・ワイ・ライン(法人番号1190001008997) 代表者後出秀典	三重県伊賀市西之沢848	本社営業所	三重県伊賀市西之澤字荒打839-1,848-1	事業停止(14日間)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年6月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)酒酔い・酒気帯び運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の選任変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)飲酒運転防止に係る点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22項)	62	62
14 20260123	豊中運輸株式会社(法人番号1180301013153) 代表者荒川義寛	愛知県安城市東栄町五丁目24番地1	本社営業所	愛知県安城市北山崎町柳原45番3,45番4	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年12月11日及び令和8年1月7日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
15 20260123	後藤鋼商運輸有限会社(法人番号6080402019559) 代表者後藤幸夫	静岡県磐田市鷺島265番地の1	本社営業所	静岡県磐田市鷺島字八王子265-1	輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年5月17日及び令和6年6月10日並びに令和6年12月9日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。19件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(9)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(11)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(12)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(13)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(14)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(15)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(16)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(17)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(18)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(19)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	16	16
16 20260126	北陸名鉄運輸株式会社(法人番号2220001006484) 代表者渡辺正義	石川県金沢市問明町2-121	福井営業所	福井県福井市下河北町19-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和7年11月20日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
17 20260126	株式会社野田商店(法人番号5180001139328) 代表者野田浩平	愛知県一宮市大和町馬引字郷裏46番地7	統括物流本部 営業所	岐阜県瑞穂市田之上字丸竹263番3	輸送施設の使用停止(170日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年11月13日及び令和6年11月27日、監査方針に基づいて、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	17 17	

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
18 20260128	ジェイ・アクシス株式会社(法人番号4180001098756) 代表者赤羽徹	愛知県あま市七宝町川部出屋敷69番地	本社営業所	愛知県あま市七宝町川部出屋敷69番地	輸送施設の使用停止(228日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年3月6日及び令和7年3月26日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。21件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健診未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(11)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(12)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(13)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(14)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(15)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(16)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(17)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(18)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(19)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(20)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(21)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	23	23

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
19 20260129	株式会社AtoK(法人番号6210001011390) 代表者山本茂樹	福井県敦賀市中45号生水尻17番地2	本社営業所	福井県敦賀市中45号生水尻17番2号	輸送施設の使用停止(199日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年6月26日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)	30	20
20 20260129	イソトミ産業株式会社(法人番号4020001008276) 代表者大木康隆	神奈川県横浜市都筑区東山田町58	中部営業所	三重県三重郡川越町大字南福崎字五丁綱941-1	事業停止(3日間)及び輸送施設の使用停止(258日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和7年2月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	30	30

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
21 20260129	山本運送有限会社(法人番号7210002010779) 代表者山本美佐緒	福井県敦賀市中45号生水尻17-2	本社営業所	福井県敦賀市中45号生水尻17-2	事業停止(3日間)及び輸送施設の使用停止(290日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和7年6月27日、監査方針に基づいて、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	54	32

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
22 20260129	松尾配送株式会社(法人番号6080001016817) 代表者松尾剛	静岡県藤枝市高柳3-28-3	本社営業所	静岡県藤枝市高柳3-537-2	事業停止(7日間)及び輸送施設の使用停止(316日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和7年3月18日、監査方針に基づいて、監査を実施。19件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)酒酔い・酒気帯び運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(11)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(12)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(14)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(15)運転者に対する飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(16)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(17)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(18)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(19)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	50	50

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
23 20260130	中濃運輸株式会社(法人番号 5200001019353) 代表者山田吉春	岐阜県関市倉知2480-1	関営業所	岐阜県関市倉知2480-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年4月15日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
24 20260107	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	師崎郵便局	愛知県知多郡南知多字片名字新師崎46	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月13日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
25 20260107	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	名古屋東郵便局	愛知県名古屋市東区白壁5-11	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
26 20260107	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	豊橋南郵便局	愛知県豊橋市中野町字上新切1-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
27 20260107	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	瑞穂郵便局	愛知県名古屋市瑞穂区豊岡通2-37	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月28日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
28 20260107	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	下呂郵便局	岐阜県下呂市森961-14	輸送施設の使用停止(82日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月26日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
29 20260107	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三日町郵便局	岐阜県高山市清見町三日町409	輸送施設の使用停止(33日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年8月12日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)		
30 20260107	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	鳥羽郵便局	三重県鳥羽市鳥羽4丁目1-8	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
31 20260107	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	熊野郵便局	三重県熊野市井戸町764	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月27日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
32 20260107	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	下田郵便局	静岡県下田市2丁目4-26	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
33 20260107	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	裾野郵便局	静岡県裾野市佐野524-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月30日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
34 20260107	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	賤機郵便局	静岡県静岡市葵区牛妻701-1	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月9日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	/	/
35 20260114	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	安城郵便局	愛知県安城市桜町16-3	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月7日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	/	/
36 20260114	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	田原郵便局	愛知県田原市田原町清谷84-6	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	/	/
37 20260114	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	長久手郵便局	愛知県長久手市西浦815	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月7日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	/	/
38 20260114	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	各務原郵便局	岐阜県各務原市那加栄町2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	/	/

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
39 20260114	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	笠松郵便局	岐阜県羽島郡笠松町友楽町39	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
40 20260114	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	岐阜西郵便局	岐阜県岐阜市黒野南4-99	輸送施設の使用停止(121日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)		
41 20260114	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	多気郵便局	三重県多気郡多気町相可1066-11	輸送施設の使用停止(113日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月20日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
42 20260114	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	萩原郵便局	三重県多気郡大台町江馬362-2	輸送施設の使用停止(25日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)		
43 20260114	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	御殿場郵便局	静岡県御殿場市萩原537-1	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月18日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
44 20260114	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	函南郵便局	静岡県田方郡函南町平井832-75	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月30日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
45 20260114	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	富士郵便局	静岡県富士市本市場150-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月15日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
46 20260121	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	豊橋郵便局	愛知県豊橋市神明町106	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
47 20260121	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	弥富郵便局	愛知県弥富市鰐浦町中六82-1	輸送施設の使用停止(122日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
48 20260121	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	輪之内郵便局	岐阜県安八郡輪之内町四郷270-1	輸送施設の使用停止(26日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
49 20260121	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	養老郵便局	岐阜県養老郡養老町高田421-3	輸送施設の使用停止(103日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月3日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
50 20260121	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	岐阜東郵便局	岐阜県岐阜市芥見5丁目31	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月15日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
51 20260121	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	各務原東郵便局	岐阜県各務原市鵜沼東町4丁目22	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
52 20260121	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大山田郵便局	三重県伊賀市平田742番地の1	輸送施設の使用停止(21日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)		
53 20260121	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美杉郵便局	三重県津市美杉町八知3033	輸送施設の使用停止(21日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)		
54 20260121	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	熱川郵便局	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1253-67	輸送施設の使用停止(22日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
55 20260121	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	浜松郵便局	静岡県浜松市中央区旭町8-1	輸送施設の使用停止(81日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月31日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
56 20260121	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	積志郵便局	静岡県浜松市中央区有玉北町774-1	輸送施設の使用停止(107日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
57 20260128	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	天白郵便局	愛知県名古屋市天白区島田5-201	輸送施設の使用停止(98日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
58 20260128	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	江南郵便局	愛知県江南市赤童子町良原143-1	輸送施設の使用停止(115日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月28日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
59 20260128	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	中村郵便局	愛知県名古屋市中村区大宮町3-47	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月28日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
60 20260128	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	半田郵便局	愛知県半田市東洋町1-5-2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月28日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
61 20260128	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大垣郵便局	岐阜県大垣市郭町4丁目1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月3日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
62 20260128	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	土岐郵便局	岐阜県土岐市土岐津町高山東田140-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和7年7月31日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
63 20260128	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	垂井郵便局	岐阜県不破郡垂井町追分2311-5	輸送施設の使用停止(106日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年8月12日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
64 20260128	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	名張郵便局	三重県名張市栄町2930-1	輸送施設の使用停止(99日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
65 20260128	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	浜松東郵便局	静岡県浜松市中央区西塙町302	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年7月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和8年1月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
66 20260128	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	三島郵便局	静岡県三島市南田町4-50	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年8月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
67 20260128	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577)代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	清水郵便局	静岡県静岡市清水区辻1丁目9-27	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年9月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。